# 第18回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項のうち法令及び当社定款第15条に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

## 事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第18期（2023年８月１日～2024年７月31日）

ＶＡＬＵＥＮＥＸ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 1．新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第３回新株予約権 | 第５回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2015年７月31日 | 2016年３月２日 |
| 新株予約権の数 | | 40個 | 39個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 12,000株<br>（新株予約権１個につき 300株）<br>（注）１ | 普通株式 11,700株<br>（新株予約権１個につき 300株）<br>（注）１ |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 30,000円<br>（１株当たり 100円）<br>（注）１ | 新株予約権１個当たり 36,000円<br>（１株当たり 120円）<br>（注）１ |
| 権利行使期間 | | 2017年８月１日から<br>2025年７月31日まで | 2018年３月３日から<br>2026年３月２日まで |
| 行使の条件 | | （注）２、４ | （注）３、４ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 ０個<br>目的となる株式数 ０株<br>保有者数 ０名 | 新株予約権の数 ９個<br>目的となる株式数 2,700株<br>保有者数 ３名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 ０個<br>目的となる株式数 ０株<br>保有者数 ０名 | 新株予約権の数 ０個<br>目的となる株式数 ０株<br>保有者数 ０名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 １名 | 新株予約権の数 11個<br>目的となる株式数 3,300株<br>保有者数 ３名 |

（注）１．2018年３月28日付で行った１株を300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

３．新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

４．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

| | | 第７回新株予約権 | 第12回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2017年２月10日 | 2018年７月３日 |
| 新株予約権の数 | | 55個 | 2,250個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式　16,500株<br>（新株予約権１個につき　300株）<br>（注）１ | 普通株式　225,000株<br>（新株予約権１個につき　100株） |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 1,700円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり　125,100円<br>（１株当たり　417円）<br>（注）１ | 新株予約権１個当たり　60,500円<br>（１株当たり　605円）<br>（注）１ |
| 権利行使期間 | | 2019年２月11日から<br>2027年１月23日まで | 2018年７月10日から<br>2028年７月９日まで |
| 行使の条件 | | （注）２、４ | （注）５、６、７、８、９ |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０名 | 新株予約権の数　1,250個<br>目的となる株式数　125,000株<br>保有者数　１名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　15個<br>目的となる株式数　4,500株<br>保有者数　１名 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０名 | 新株予約権の数　０個<br>目的となる株式数　０株<br>保有者数　０名 |

（注）１．2018年３月28日付で行った１株を300株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

３．新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合については、取締役会において定めるものとする。

４．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続はこれを認めない。

5．新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(1)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く）。

(2)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く）。

(3)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格となったとき。

(4)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、第三者評価機関等によるDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上、本項への該当を判断するものとする）。

6．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

7．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

8．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

9．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範である「コンプライアンス規程」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

・コンプライアンス体制の構築・維持は、管理担当部門の部門長を実施責任統括者として任命し取り組む。

・「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定、必要に応じて改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。

・役職員の職務執行の適正性を確保するため、内部監査担当部署を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当部署の責任者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び社内規程等に基づき、所定の年数保管・管理する。

・文書管理部署は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。

・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長又は取締役を責任者とし、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定例の取締役会を毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

・職務執行に関する権限及び責任は、「組織関連規程」等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化し、さらに各部門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図る。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定める他、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的に開催する。
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、子会社の取締役等及び使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置し、当該人員の取締役からの独立性を確保するため、当該人員の人事異動及び人事評価等については監査役の意見を考慮して行う。
・当社監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指示命令を受けないものとする。

⑦　当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
・当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又

は発生するおそれがあるとき、取締役による違法、又は不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
・主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
・代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

⑧ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしてはならない。また、当該報告を行った者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当部署、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
・当社の「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断することを定め、役員及び使用人の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。さらに弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際は、契約書等に反社会的勢力排除条項を盛り込む。

### ⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役会を12回開催し、取締役及び監査役の出席のもと、議案の決議や報告、また重要な経営戦略等の事項を協議しております。

②監査役の職務の執行について

監査役会を12回開催した他、会計監査人を含めた三様監査や取締役、子会社取締役、幹部社員への個別ヒアリングの機会を設けております。

③コンプライアンスについて

・「コンプライアンス規程」を定め、入社時に研修を実施するなどしてコンプライアンス意識の向上に努めております。
・「内部通報規程」を定め、社内だけでなく外部窓口も設定し、全社員に周知をしております。

④内部監査について

内部監査担当者が監査役の協力を仰ぎ、内部監査を実施しております。

## 3．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年８月１日から
2024年７月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 81,244 | 728,687 | △20,352 | △22,500 | 767,078 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,432 | | 3,432 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | － |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | － | 3,432 | － | 3,432 |
| 当連結会計年度末残高 | 81,244 | 728,687 | △16,919 | △22,500 | 770,511 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 10,128 | 10,128 | 2,805 | 780,012 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 3,432 |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 6,224 | 6,224 | | 6,224 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 6,224 | 6,224 | － | 9,657 |
| 当連結会計年度末残高 | 16,352 | 16,352 | 2,805 | 789,669 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**

**１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等**

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　VALUENEX, Inc.

②　非連結子会社の状況

該当事項はありません。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（ⅰ）有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。
ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備においては、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８年～24年 |
| 工具、器具及び備品 | ３年～15年 |

（ⅱ）無形固定資産

定額法を採用しております。

（ⅲ）リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（ⅰ）ASPサービス

VALUENEX Radar（バリューネックスレーダー）というASP型ライセンスサービスのもとで、Documents（ドキュメンツ）、Patents DB（パテンツディービー）、Scope（スコープ）という三つのパッケージを提供しております。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に亘り均等に収益を認識しております。

（ⅱ）コンサルティングサービス

主として大手企業の研究企画や技術企画等の研究開発部門、知財部門、経営企画等に調査コンサルティングサービスを提供しており、顧客に対する役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3. 会計上の見積りに関する注記**

固定資産の減損

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | 当連結会計年度（千円） |
|---|---|
| 減損損失 | - |
| 有形固定資産 | 44,899 |

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの有形固定資産について割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較し、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回り、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

認識の判定に使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去の損益の趨勢を踏まえた一定の成長率に基づいて算出しております。

当該見積りは、外部環境等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産及び減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**4. 連結貸借対照表に関する注記**

前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度<br>(2024年７月31日) |
|---|---|
| 契約負債 | 164,588千円 |

**5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,893,300株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 165,000株

**6. 金融商品に関する注記**

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては基本的には行わず、また、資金調達に関しては短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

（ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

⑴ 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自　2023年８月１日　至　2024年７月31日）

（単位：千円）

| | 報告セグメント |
|---|---|
| | アルゴリズム事業 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 462,209 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 324,171 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 786,381 |
| その他の収益 | － |
| 外部顧客への売上高 | 786,381 |

⑵ 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　⑷会計方針に関する事項　④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

⑶ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 27,633 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 71,395 |
| 契約負債（期首残高） | 123,332 |
| 契約負債（期末残高） | 164,588 |

契約負債は、サービスにかかる顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、前受金に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、122,595千円であります。

② 残高履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

**8. １株当たり情報に関する注記**

⑴ １株当たり純資産額　277円13銭

⑵ １株当たり当期純利益　1円21銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**10. その他の注記**

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2023年８月１日から
2024年７月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 81,244 | 432,702 | 292,098 | 724,800 | 59,273 | 59,273 | △22,500 | 842,817 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純損失 | | | | | △17,660 | △17,660 | | △17,660 |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | △17,660 | △17,660 | － | △17,660 |
| 当期末残高 | 81,244 | 432,702 | 292,098 | 724,800 | 41,612 | 41,612 | △22,500 | 825,157 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| 当期首残高 | 2,805 | 845,622 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失 | | △17,660 |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | |
| 当期変動額合計 | － | △17,660 |
| 当期末残高 | 2,805 | 827,962 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８年～24年 |
| 工具、器具及び備品 | ３年～15年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ASPサービス

VALUENEX Radar（バリューネックスレーダー）というASP型ライセンスサービスのもとで、Documents（ドキュメンツ）、Patents DB（パテンツディービー）、Scope（スコープ）という三つのパッケージを提供しております。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に亘り均等に収益を認識しております。

② コンサルティングサービス

主として大手企業の研究企画や技術企画等の研究開発部門、知財部門、経営企画等に調査コンサルティングサービスを提供しており、顧客に対する役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

**2．会計方針の変更に関する注記**

該当事項はありません。

**3．会計上の見積りに関する注記**

固定資産の減損

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度（千円） |
|---|---|
| 減損損失 | - |
| 有形固定資産 | 40,283 |

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

本社オフィスの有形固定資産について割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較し、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回り、減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

認識の判定に使用する将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の損益の趨勢を踏まえた一定の成長率に基づいて算出しております。

当該見積りは、外部環境等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**4．貸借対照表に関する注記**

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 48,488千円 |
| 短期金銭債務 | 5,363千円 |

**5．損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 33,942千円 |
| 仕入高 | 5,450千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 18,366千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 16,854千円 |

**6．株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 54,000株 |

**7. 税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 前受金 | 63,265千円 |
| 繰越欠損金 | 58,263千円 |
| 減価償却超過額 | 44,962千円 |
| その他 | 1,480千円 |
| 繰延税金資産小計 | 167,972千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △58,263千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △109,708千円 |
| 評価性引当額小計 | △167,972千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |

**8．関連当事者との取引に関する注記**

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | VALUENEX, Inc. | 所有直接 100.0 | 資金の援助<br>業務委託<br>役員の兼任 | 業務受託及びライセンス料の受入（注）1 | 33,942 | 売掛金 | 12,453 |
| | | | | 資金の貸付（注）2 | 30,492 | 短期貸付金 | 30,492 |
| | | | | 利息の受取（注）2 | 1,665 | 流動資産その他 | 1,185 |
| | | | | 経営指導料の受取（注）3 | 13,180 | 流動資産その他 | 2,807 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．業務受託及びライセンス料については、契約条件により決定しております。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3．経営指導料については、契約条件により決定しております。

**9. 収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

⑴ 1株当たり純資産額 290円62銭

⑵ 1株当たり当期純損失 6円22銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。